## 大台町建設工事同日落札数制限試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大台町が発注する建設工事について、地域経済活性化の観点から、 偏ることなく多くの建設業者に公共工事の受注機会の確保を行うことについて、必要な 事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象とする建設工事は、競争入札に付する工事(以下「対象工事」という。)に ついて適用する。ただし、町長が特に必要と認めた建設工事は、この限りではない。

(制限の方法)

- 第3条 同日に開札を執行する対象工事について、建設業法(昭和24年法律第100号) 第3条第2項に規定する業種の区分に関係なく1業者が落札できる件数を、1件とする。 ただし、町長が特に必要と認めた建設工事は、この限りではない。
- 2 落札した件数が前項に掲げる件数となった場合、後の対象工事については無効として 取り扱う。
- 3 なんらかの理由により落札決定(候補を含む。)が保留となり、当該入札者が後の開 札で落札者となった場合、先の保留分は無効として取り扱う。

(入札参加者への周知)

第4条 同日落札数制限を適用するときは、入札者に対して適宜の方法により周知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の大台町建設工事同日落札数制限試行要綱によって行われた手続その他の行為は、改正後の大台町建設工事同日落札数制限試行要綱によって行われたものとみなす。